安芸市立小学校移転統合及び
小規模特認校設置に係る
基本構想・基本計画策定委託業務

仕様書

令和８年 11 月

安 芸 市 教 育 委 員 会

安芸市立小学校移転統合及び小規模特認校設置に係る基本構想・基本計画策定委託業務 仕様書

１．業務名

安芸市立小学校移転統合及び小規模特認校設置に係る基本構想・基本計画策定委託業務

２．業務の目的

本市では、南海トラフ地震等の大規模災害に備え、児童の生命を最優先に守る観点から、安全性の高い場所への学校施設の移転統合について市長が方針を決定している。また、小規模特認校については、地域の特性や児童・保護者の多様な教育ニーズへの対応に加え、基幹となる統合校との位置関係等を考慮し、浸水区域外に位置する既存校である穴内小学校を活用する方針についても決定している。

本業務は、これらの市長方針を踏まえ、決定した移転統合先における新たな統合校の整備に向けて、児童数の減少が進行する状況下においても、将来を見据えた持続可能な教育環境を確保し、教育の質の維持・向上を図るため、施設コンセプト及び施設整備の基本方針を定める基本構想を策定するとともに、配置計画及び施設に係る基本計画を作成することを目的とする。

また、小規模特認校として活用する穴内小学校については、地域の特性を生かした特色ある教育活動を継続的に実施できる教育環境を確保するため、既存施設の活用・改修等について検討する。

このため、新設する統合校と小規模特認校がそれぞれの特色及び役割を発揮しながら、安芸市全体として持続可能で魅力ある教育環境を構築できるよう、両校の施設整備に係る検討内容を基本構想・基本計画に反映するものとする。

※「小規模特認校」とは、小規模校の特性を生かした教育活動を推進している小学校で学びたい、子どもを学ばせたいという希望者に対して、一定の条件のもと、通学区域外からの入学を認め、児童を受け入れる制度。

３．業務期間

・契約締結日から令和９年９月 30 日まで
（基本構想：契約締結日から令和９年３月 31 日まで、基本計画：令和９年４月１日から令和９年９月 30 日まで）
・基本構想及び基本計画を一体的に策定するものとし、年度別の作業スケジュールを受託者が作成・提出すること。

４．対象範囲

・対象区域：下山小学校、伊尾木小学校、川北小学校、土居小学校、井ノ口小学校、安芸第一小学校
穴内小学校、赤野小学校並びに、その対象校区全域
・新設統合校建設予定地：安芸市立安芸中学校東隣
・小規模特認校として活用する既存校：穴内小学校

５．貸与資料及び提供資料

本業務において、安芸市より貸与または提供するものは以下のとおりとするが、受注者はその保管及び取り扱いについては、忘失、汚損、破損等及び内容の漏洩のないよう万全の注意を払うものとし、業務完了後すみやかに返却する。

・第 30-（６）号　安芸市立統合中学校造成測量設計調査委託業務　成果品１式

・第 31-（１）号　安芸市統合中学校造成測量設計調査委託業務　　成果品１式

６．業務内容

本業務の実施に当たり、関係機関との協議結果により、業務内容又は検討条件に変更が生じる場合は、発注者と受託者が協議の上、必要な対応を行うものとする。

（１）基本構想の策定業務

①前提条件等の調査・整理

・計画地および周辺の道路等公共施設の整備状況や土地利用状況を把握するため、必要に応じて現地調査を実施する。排水施設は下流だけでなく、地区外からの流入の有無についても確認すること。

・学校敷地造成を検討する際の制約条件となり得る事項に関する資料を収集し、その内容を整理する。収集資料は以下のものを想定している。なお、資料はいずれも発注者から提供することを前提とする。第三者機関からの借用が必要となった場合はその手順や方法について、発注者と協議するものとする。

a．安芸市都市計画に関する資料および土地利用状況が確認出来る資料

b．既往災害資料

c．埋蔵文化財分布状況が確認出来る資料

d．上水道敷設状況が確認出来る資料

・新設統合校及び小規模特認校として活用する既存校の現状及び将来の児童数・学級数等を把握・整理する。

・小規模特認校としての活用を予定する既存校について、校舎、屋内運動場、屋外運動場、プール、給食施設、特別教室等の現状を把握し、継続使用、改修、更新等に係る課題を整理する。

・その他、前提条件等の調査・整理に必要な事項

② 新設統合校及び小規模特認校に係る課題抽出及び基本条件の整理

【新設統合校】

・必要施設の適正規模・適正配置

・敷地造成に係る法規制状況の把握（都市計画法、農地法、宅地造成に係る規制等）

・通学条件の課題抽出と整理

・事業推進に伴う地域との関係性（地元説明資料作成等）

【小規模特認校】

・通学手段及びスクールバス等の必要性に関する検討

・前項の①にて整理した課題を検討・抽出し、既存施設活用への基本条件を整理する。

③ 施設コンセプトの検討

・学校教育方針（目指す学校像等）を踏まえた施設コンセプトの整理

・小中連携を見据えた教育環境のあり方

・将来の教育環境や児童数の変化に対応できる施設のあり方の検討

・地域との交流・連携を踏まえた施設機能の検討

・円滑な通学のための整備・運営についての検討

・放課後児童クラブの適切な整備・運営についての検討

・防災拠点としての機能の検討

・ユニバーサルデザインへの配慮

・ICT 教育及び GIGA スクール構想に対応した施設整備の検討
・脱炭素・省エネルギー等を踏まえた施設整備の検討
・小規模特認校における特色ある教育活動を支える教育環境及び施設機能の検討

④ 概算事業費及び事業スケジュール（概略）

・新設統合校及び小規模特認校を含めた学校再編全体の事業スケジュール案

【新設統合校】

・建設に係る概算事業費
・スクールバス運用に係る概算事業費（想定乗降場所、乗車人数、車両規模及び台数）
・開校までの事業スケジュール案

【小規模特認校】

・既存施設の改修、修繕、設備更新等に係る概算事業費
・小規模特認校としての運営に係る概算経費
・スクールバス運用に係る概算事業費（想定乗降場所、乗車人数、車両規模及び台数）
・小規模特認校の開校・移行に係るスケジュール案

⑤ 基本構想の策定

上記の検討結果を踏まえ、基本構想を策定する。

（２）基本計画の策定業務

① 計画条件の整理

基本構想策定により決定した立地に対する条件並びに施設計画に伴う計画条件について整理を行う。

・対象敷地条件
・施設建築に伴う法規制の整理
・必要諸室の整理
・小規模特認校として活用する既存校の改修、修繕、設備更新等に係る計画条件の整理
・小規模特認校における特色ある教育活動に必要となる施設・設備

② 統合小学校施設計画の検討

基本構想及び上記①で整理した施設コンセプト並びに計画条件を踏まえ、施設配置、ゾーニング、動線計画等の具体的な施設計画を検討する。検討にあたっては、小中学校の人的・物的連携、円滑な通学（スクールバス等）、将来の学校規模縮小化への対応を考慮すること。

・造成概略平面計画（排水計画及び排水施設の検討を含む）
・施設配置計画（敷地利用及び交通計画）
・ゾーニング計画
・施設内動線計画（児童・教職員・来訪者）

③ 小規模特認校の施設活用・整備計画

小規模特認校として活用する既存校について、既存施設の有効活用を基本としつつ、教育活動及び学校運営に必要な機能を確保するため、施設・設備の活用、改修及び更新等について具体的に検討する。

・既存施設の活用方針の検討
・特色ある教育活動に必要な施設・設備の検討
・児童、教職員、来訪者等の動線及び安全対策の検討

・バリアフリー及びユニバーサルデザインへの対応
・防災、防犯及び安全対策の検討
・ICT 環境整備の検討
・施設・設備の改修、修繕及び更新の必要性の整理
・改修等を実施する場合の概略整備計画の作成

④ 規模計画

【新設統合校】
・必要教室数の算定
・延床面積の算定

【小規模特認校】
・必要教室数及び必要諸室の算定
・必要な改修・整備範囲の整理

⑤ 各種計画

【新設統合校】
・防災計画
・防犯計画
・設備計画
・構造計画
・ユニバーサルデザイン計画
・ICT 環境整備計画
・環境配慮（省エネルギー・脱炭素）計画
・通学支援計画（スクールバス運行計画）
・将来の学校規模縮小対応計画

【小規模特認校】
・施設活用・改修計画
・防災・防犯・安全対策計画
・ユニバーサルデザイン計画
・ICT 環境整備計画
・特色ある教育活動を支える施設・設備計画
・通学支援計画（スクールバス運行計画）
・学校規模及び児童数の変動を踏まえた施設活用計画

⑥ 概算事業費の算定（基本構想より精緻化）

新設統合校及び小規模特認校について、供用開始・運営開始に向けた整備等に係る概算事業費を算出する。

・新設統合校の建設及び関連整備に係る概算事業費
・小規模特認校の改修、修繕、設備更新等に係る概算事業費
・スクールバス等の通学支援に係る概算事業費
・小規模特認校の開校及び運営開始に伴う初期費用の整理
・その他、学校再編に伴い必要となる費用の整理

⑦ 事業スケジュールの検討（基本設計以降を見据えたもの）

新設統合校の整備及び小規模特認校の開校・施設整備を含め、全体の事業スケジュールを検討する。

・新設統合校の基本設計、実施設計、建設工事及び開校までのスケジュール
・小規模特認校の施設改修等に係る設計、工事及び開校までのスケジュール
・通学方法及びスクールバス等の運用開始に向けた準備スケジュール
・保護者、地域住民等への周知・説明及び合意形成に係るスケジュール

⑧ 基本計画の策定

上記の検討結果を踏まえ、基本計画を策定する。

（3）合意形成支援

・庁内検討会議への出席及び資料作成
・議会への説明資料作成
・住民説明会等に必要な資料作成
・必要に応じ説明会へ出席

（4）打合せ協議

・打合せの回数は、基本構想段階で２回以上、基本計画段階で３回以上を標準とし、必要に応じて追加の打合せを行うこと。
・受託者は、各打合せの議事録を作成し、打合せ後 14 日以内に発注者に提出すること。

7．成果物

受託者は、業務完了時に以下の成果品を提出すること。なお、成果品の内容・体裁については、発注者と協議のうえ決定する。

成果品	仕様	部数
基本構想・基本計画書	Ａ４判・カラー（PDF データ）	１部
市民・保護者向け説明資料	Ａ４判・カラー（PDF データ）	１部
議会向け説明資料	Ａ４判・カラー（PDF データ）	１部
電子データ一式	ＣＤ―Ｒ等（Ｗｏｒｄ・Ｅｘｃｅｌ・ＰＤＦ・ＣＡＤ等） ※ウイルスチェック済みであること。	１式
業務報告書	Ａ４判・製本	１部
打合せ議事録一式	Ａ４判	１式

8．業務体制

・管理技術者を配置することとし、管理技術者は、高知県知事の登録を受けた一級建築士事務所の代表者、またはその一級建築士事務所と雇用関係のある一級建築士とする。
・担当技術者は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）又は技術士（総合技術監理部門：建設－都市及び地方計画）またはＲＣＣＭ（都市計画及び地方計画）とする。
・過去 10 年において、国又は地方公共団体等が業務として発注した、学校施設を含む公共施設の造成実施設計又は造成基本設計および公共施設の建築基本設計又は建築実施設計について完了した同種業務の実績を有する者を含むこと。
・共同企業体（以下、「ＪＶ」という。）で参加する場合は、上記の資格者及び実績については、代表構成員または構成員のいずれかが有していればよいものとし、ＪＶ全体として本業務を遂行でき

る体制を確保すること。

９．業務計画書

受託者は、契約締結後速やかに、次に掲げる事項を記載した「業務計画書」を作成のうえ、市に提出し、市の承認を得るものとする。

※仕様書等に定めのない業務については協議事項とし、適宜追加するものとする。

・業務概要、実施方針
・管理技術者、照査技術者届
・技術者経歴書(管理・照査技術者)
・業務工程
・業務実施体制

１０．見積条件

・見積は業務内容ごとに内訳を明示すること
・人件費、直接経費、間接経費等を区分すること
・必要に応じオプション業務を別途明示すること

１１．成果物の帰属

本業務により作成された成果物の著作権は発注者に帰属するものとする。

１２．守秘義務

受託者は、本業務により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

１３．その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者と受託者が協議のうえ決定する。